

佐賀市建設工事功労賞表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 佐賀市が発注した公共工事において、その成績が特に優秀であり佐賀市の建設行政に貢献した企業を表彰することにより、建設業者及び建設技術者の意欲の増進や技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる期間（以下、「対象期間」という。）は表彰を実施する年度の前年度とする。

2 対象となる工事は、対象期間に完成して佐賀市工事成績評定要領により工事成績を評定した工事とする。

(選考基準)

第3条 選考の基準は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たしている企業とする。

- (1) 対象期間の各企業の全工事成績評定点の平均点により順位を決め、土木部門、建築部門で各々上位3社を表彰する。
- (2) 対象期間に工事成績を評定した件数が合計して2件以上あること（特定建設工事共同企業体工事の評定点は、各構成員の評定点とする）。

(欠格事項)

第4条 対象期間から表彰時までの間に、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領第2条第1項の規定により、指名停止措置を受け指名停止の期間にあるものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年度1回表彰状を授与して行うものとし、授与者は市長とする。

(表彰企業の公表)

第6条 市長は、表彰を行ったときは、速やかに佐賀市のホームページに掲載するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、被表彰者が本人の責めに帰すべき事由により著しくその名誉又は信用を失墜したと認めるときは、表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。

(事務局の役割)

第8条 事務局は、第3条に規定する表彰の選考基準に該当する企業を整理し、市長に報告するものとする。

2 事務局は、総務部契約監理課内に設ける。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。